賃金控除に関する協定書

株式会社 KPMG Ignition Tokyo と従業員代表 鈴木 信明 は労働基準法第24条第1項但書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1. 株式会社 KPMG Ignition Tokyo は、毎月25 日、賃金支払いの際次に掲げるものを 控除して支払うことができる。
 - (1)財産形成預金
 - (2)社宅及び寮の使用料
 - (3)立替金
 - (4)仮払金の精算金

なお、退職にともない毎月賃金支払から控除することが出来ない場合は、退職金から 控除するものとする。

- 2. この協定は 2019年 7月 1日から有効とする。
- 3. この協定の有効期間は協定締結の日から 1 か年とし、期間満了前の当事者のいずれからも改廃の申出がないときは、自動的に1年ずつ延長される。

2019年 6月 28日

使用者職氏名 代表取締役社長



従業員代表 シニアコンサルタント 鈴木 信明

